

新旧対照表

○神奈川県薬物濫用防止条例

新	旧
(罰則) 第21条 第16条の規定による命令（第15条第1号に掲げる者に係るものに限る。）に違反した者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略) 第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は30万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略)	(罰則) 第21条 第16条の規定による命令（第15条第1号に掲げる者に係るものに限る。）に違反した者は、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略) 第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>又は30万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略)